



JFRL 情報宅配

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [豪州向け玄米輸出に係る植物検疫条件の合意について]

豪州は、日本産玄米の輸入を禁止していましたが、日豪間の植物検疫協議の結果、輸出された日本産玄米を豪州内で確実に精米することを条件に、輸出が可能となりました。豪州向け日本産玄米の輸出について、豪州は、発芽能力を有する玄米が、種子として使用されることなどにより種子伝染性のウイルスがまん延するリスクを懸念して、玄米の輸入を禁止していました。また、輸入に当たっては、蒸熱処理など発芽能力を完全に失わせる処理を植物検疫条件として求めていました。

玄米は、精米加工によって発芽能力が失われるため、玄米で輸出した後、現地で確実に精米することを条件に輸出が可能となるよう協議を行ってきたところ、豪州はこれを認め、植物検疫条件に合意しました。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/keneki/160513.html>

平成 28 年 5 月 13 日 農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

2. [「逆引き事典」の刷新について]

農林水産省は、ホームページ上で農林漁業者が利用できる事業等の情報を検索できる「逆引き事典(平成 28 年 1 月公開)」を利用者の使いやすさに配慮した情報提供の観点から刷新し、改めてホームページ上で公開しました。「逆引き事典」の改善・拡充の主な内容は以下のとおりです。

- ・ 補助金だけでなく、融資、出資、税制、優良事例を検索メニューに追加
- ・ 検索項目として、これまでの利用者・利用目的に、品目、年度を追加するとともに、複数の条件を同時に選択可
- ・ 検索結果を横に並べて比較できる機能を追加
- ・ 検索結果から、各事業の概要や公募時期などを一覧表示するページを作成し、実施要領・様式、パンフ、Q&A などの資料も併せて掲載

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/koho/160428.html>

平成 28 年 4 月 28 日 農林水産省 大臣官房 広報評価課

3. [平成 28 年熊本地震を受けた食品表示制度の弾力的運用について]

農林水産省は、被災地への食品の円滑な供給を図るため、消費者庁と連名で、食品表示規制の弾力的な運用を措置する旨を関係機関に通知することとしましたので、お知らせします。

平成 28 年熊本地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、アレルギー等の食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成 28 年熊本地震において災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応方よろしくお願いします。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/160420.html>

平成 28 年 4 月 20 日 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課、消費者庁 表示対策課

* 厚生労働省 * (<http://www.mhlw.go.jp/>)

1. [ノロウイルスに関する Q & A]

ノロウイルスによる食中毒及び感染症の発生を防止するため、ノロウイルスに関する正しい知識と予防対策等について理解を深めていただきたく、厚生労働省において、次のとおりノロウイルスに関する Q & A を作成しました。今後、ノロウイルスに関する知見の進展等に対応して、逐次、本 Q & A を更新していくこととしています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

平成 28 年 5 月 13 日掲載 作成協力：厚生労働省 健康局ほか

2. [医薬品GMPに関する日EU相互承認の対象国が拡大しました]

我が国のGMP要件とその実施の同等性を確認した国として、既存の15カ国に加えて、新たに13カ国（ブルガリア、キプロス、チェコ、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア）を、医薬品GMPに関する相互承認の対象国とするものです。

これにより、GMP相互承認の対象医薬品に関して、いずれのEU加盟国との間で輸出入する場合にあっても、流通する製品の品質確保が適切に実施されるよう、規制当局における業務効率化、企業の負担軽減等につながることを期待されます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122506.html>

平成28年4月25日 厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課

* 消費者庁 * (<http://www.caa.go.jp>)

1. [学校における消費者教育の充実に向けて]

学校における消費者教育については、次期学習指導要領に関する議論の開始も契機としながら、消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、一層の充実を図っていくことが必要です。このため、消費者教育推進会議として、今後の学校における消費者教育の充実に向けて検討を行いました。

<http://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/other/>

平成28年4月28日 消費者庁 消費者教育・地方協力課

* 文部科学省 * (<http://www.mext.go.jp/>)

1. [平成28年度スーパー食育スクールの指定について]

【目的】本事業は、学校が大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解など食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、その成果を分かりやすく示し、普及啓発することで食育のより一層の充実を図るものです。

【平成28年度指定校等】：平成28年度は12事業（12校）を決定しました。

（内訳）学校種別 小学校4校 中学校4校 高等学校2校 中高一貫校2校

関連ページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1353368.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1370025.htm

平成28年4月21日 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課



* 第158号のトピックス *

[ビタミンの定量法について]

ビタミンの代表的な分析方法としては、機器分析である高速液体クロマトグラフ法と、乳酸菌や酵母といった微生物の生育による濁度を測る微生物学的定量法の2つを挙げることができます。

高速液体クロマトグラフ法は、ビタミン活性をもつ各化合物を分別し、定量することが可能で、精度・簡便性の面で優れた方法といえます。ただし、検体由来のマトリックスの影響を受けやすいため、多くの場合で精製操作が必要となります。ビタミンA、B1、B2、C、D、E、Kの分析では高速液体クロマトグラフ法が主流です。

一方、微生物学的定量法は、目的のビタミンを総量として測定でき、検体由来のマトリックスの影響を受けにくく低濃度領域まで測定可能なため、感度の面で非常に優れています。ただし、菌の生育状況により結果が左右されやすいため、機器分析に比べて精度の面では劣ります。

「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号 別添 栄養成分等の分析方法等）」に微生物学的定量法が記載されているビタミン類は、ニコチン酸及びニコチン酸アミド、ビタミンB6、ビタミンB12、葉酸、パントテン酸、ビオチンの6項目で、ニコチン酸及びニコチン酸アミドについては、高速液体クロマトグラフ法も記載されています。

また、それ以外の方法では、AOAC Stakeholder Panel on Infant Formula and Adult Nutritionals (SPIFAN)により、粉乳の葉酸及びパントテン酸の分析法として超高速液体クロマトグラフとタンデム型質量分析計を組み合わせたUHPLC-MS/MS法が確立され、これらはAOAC公認法に記載されています。パントテン酸のUHPLC-MS/MS法に関しましては、昨年度、弊センター技術成果発表会にて微生物学的定量法との比較をご報告させて頂きました。

ビタミン分析についてお困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。

配信元：一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfri.or.jp>)

内容に関するお問合せは、お客様サービス部 業務推進課までファクシミリでお願い致します。

業務推進課 Fax No. 03-3469-7268 まで